

○児童福祉施設最低基準第二十二條の二等の規定に基づき厚生労働大臣が  
指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会

(平成二十三年九月一日)

(厚生労働省告示第三百十一号)

1 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十二條の二、  
第二十七條の二、第四十二條の二、第七十五條の二及び第八十一條第二項の  
規定に基づき厚生労働大臣が指定する者は、同令の次の表の条項の欄に掲げ  
る規定に応じ、それぞれ同表の研修機関の欄に掲げる者とする。

条項	研修機関	
	名称	主たる事務所の所在地
第二十二條の二第一項 及び第二項	全国乳児福祉協議会(社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。)	東京都千代田区霞が関 三丁目三番二号
第二十七條の二第一項 及び第二項	全国母子生活支援施設協議会(社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。)	東京都千代田区霞が関 三丁目三番二号
第四十二條の二第一項 及び第二項	全国児童養護施設協議会(社会福祉法人全国社会福祉協議会に置かれるものをいう。)	東京都千代田区霞が関 三丁目三番二号
第七十五條の二第一項 及び第二項	全国情緒障害児短期治療施設協議会	滋賀県彦根市鳥居本町 千五百八十六
第八十一條第二項	全国児童自立支援施設協議会	大阪府柏原市高井田八 百九の一

2 児童福祉施設最低基準第二十二條の二第一項第四号、第二十七條の二第一  
項第四号、第四十二條の二第一項第四号及び第七十五條の二第一項第四号の  
規定に基づき厚生労働大臣が指定する講習会は、次の表のとおりとする。

実施機関		講習会
名称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人全国社会福祉協議会	東京都千代田区霞が関 三丁目三番二号	社会福祉施設長資格認定講習課程